



横浜市立黒須田小学校いじめ防止基本方針（令和5年度版）

策定の意義

この「学校いじめ防止基本方針」は、組織として一貫した対応をするため、また、いじめを未然防止するための指針として策定する。

【1】 いじめ防止に向けた黒須田小学校の考え方

（1）いじめの定義

「いじめ防止対策推進法第2条（H25年施行）」にあるように、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

法では、いじめられた児童生徒が「心身の苦痛を感じているもの」をいじめと定義し、いじめを見落とすことのないよう、いじめられた児童の立場に立ち、いじめを広くとらえている。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

（2）いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

本校でも、この基本理念のもと、学校教育目標『えがおいっぱい げんきいっぱい ひらめきいっぱいかがやく子ども』の育成を目指し、一人ひとりの児童が安心して豊かに学校生活を送れるように、いじめのない学校の実現を目指していく。そのためにも、いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件であること、また、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題ではなく、どの児童も被害者はもちろん、加害者になり得るということを理解し、児童の指導や支援に当たる。またその際、保護者、地域と手を携え、関連機関とも協力し、子どもの健全育成を共に目指せるように努める。

【2】 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 委員会の構成員

いじめ防止に向けて、次の構成員をもって「学校いじめ防止対策委員会」を組織する。

- ・ 学校長・副校長・児童支援専任・主幹教諭・養護教諭・人権教育主任・児童指導主任
- ・ 各学年児童指導委員（・学級担任・教科担任等）

※必要に応じて学校カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、心理や福祉の外部専門家等の参加を求める。

(2) 委員会の運営

- 定例会…月に1回、定期的に「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
また、事案の対応についての検討や共通理解等、定例会以外でも、必要に応じて開催するものとする。
- 緊急対策委員会…いじめの疑いがあった段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。その時、招集が可能な構成員で集まって協議する。
- 校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定し、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3) 委員会の活動内容…「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核となる役割を担う。

①未然防止

- (ア) いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりに努める。
- (イ) 学校いじめ防止対策委員会の存在や活動を児童や保護者に周知する。

②早期発見・事案対処

- (ア) いじめ相談・通報窓口の設置。…「子ども相談レター」の周知と活用
- (イ) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに関わる情報の収集と記録、共有。
- (ウ) いじめ（疑いを含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断。
- (エ) いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施。

③取組の検証

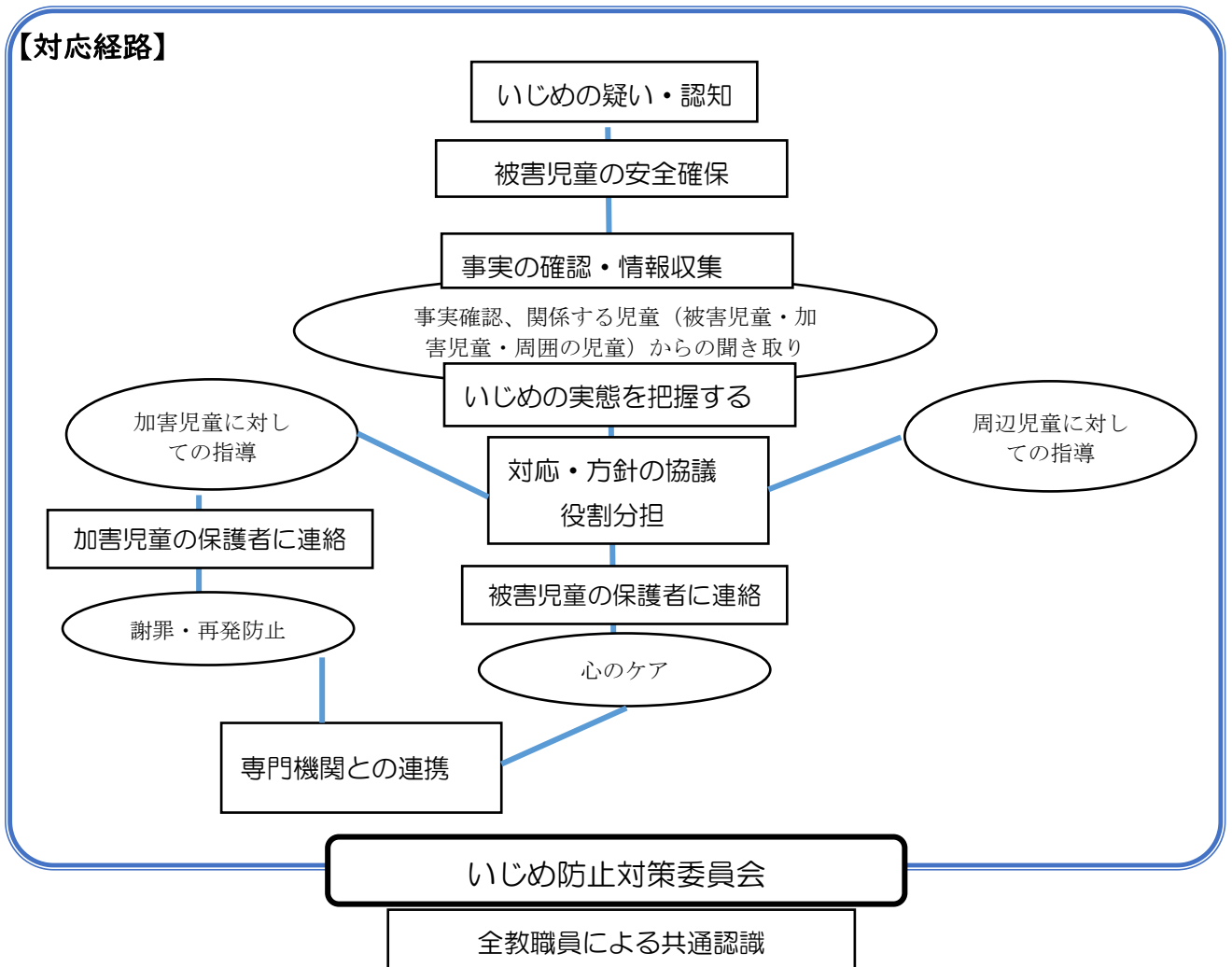
- (ア) 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正。
- (イ) 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施。
- (ウ) 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む）。

【3】 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

- (1) いじめの未然防止…どの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、未然の防止に取り組む。
- 全職員で「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校をめざした学校づくりを行うため、学校の教育活動全体を通して、人との関わり合いの中で互いを認め、思いを伝え合うことのできる豊かな人間関係力の育成に努める。
 - 人権教育の視点で各教科、領域等の指導計画の策定と見直しをし、指導のねらいを明確にして教職員全員での共通理解を図る。また学習や行事に関連させて、**道徳教育**を充実させていく。
 - 「**子どもの社会的スキル横浜プログラム**」を日々の授業等の場面で活用するなど、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
 - 各教科等の教材研究を十分にを行い、付けたい力、指導事項などを確認し、見直しをもって指導にあたる。また児童が**主体的・共同的に学ぶ魅力的な授業づくり**に努めるようにする。
 - 学年研**の時間を確保し、児童の様子について情報を共有し、指導の方向性を探っていく。必要に応じて児童支援専任や専科教諭、養護教諭も学年研に加わり児童についての理解を共有する。
 - 教職員の言動**が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
 - 児童自ら**がいじめの問題について学び、主体的に考え、防止を訴えることができるようにするために、月1回ある学年朝会で生活目標を通して自分たちの生活を振り返る時間を設ける。
 - 横浜こども会議の取組み**について児童全体で考えたり実践したりしていけるよう、児童会が中心となって全校で取り組む。
- (2) いじめの早期発見…いじめは大人が気づきにくく、遊びやふざけ合いを装って行われることを認識し、日頃から様々な場面で児童の見守りや声かけに努め、子どもとの信頼関係を築きながら、些細な兆候でも軽視せず児童の変化に気付けるように努める。
- いじめに関する**教職員研修**を実施する。
 - 実態把握のため、定期的な学校生活アンケートや Y-P アセスメント、全市一斉のいじめに関するアンケート（5月・12月）、必要に応じて児童との面談を実施する。**
 - 保護者との定期的な**教育相談（4～5月、7月、12月）**を実施する。
 - 家庭や地域、**関連機関との連携**を図る。
 - 打合せ時の児童理解の時間を活用して児童の様子を共有し、全教職員で児童の様子を見守り、いじめを見逃さない校内体制づくり**を行う。
 - インターネットや SNS を介した、いじめへの対処及び最新情報の収集に努め、**情報モラル教育**を推進する。
 - いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を持たせるよう指導する。
 - 日常的に児童に声をかけて、困ったときに子どもたちが相談しやすい関係を築く。**
 - 子どもからの相談機会を広げるため、**子ども相談レター（相談室ポスト）**を利用しての相談や、面談での相談を申し込むシステムを設ける。
- (3) いじめに対する措置…いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的対応、支援・指導が必要であると

いう考えのもと、直ちに全て学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

- 「学校いじめ防止対策委員会」が中核となって、**事実確認のための調査や指導の方針を検討する。**
- 被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援**を行う。保護者とは家庭訪問等面談での**事態の報告、今後の対応や指導・支援について報告し、協力を要請する。**
- 必要に応じ、関係機関との連携の下で取り組む。
- 再発防止と継続支援に努める。



(4) いじめの解消…いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
- ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

(5) 教職員等への研修

いじめ防止、対応に関する職員の意識、能力、組織力を高めていくために、人権教育や児童理解研修、いじめ対応研修等、教職員研修を計画的に行う。

(6) 学校運営協議会等の活用

学校運営協議会、PTA、あざみ野中学校区学校・家庭・地域連携事業やすすき野中学校区学校・家庭・地域連携事業等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者地域と共有し、連携・協働して取り組む。

(7) 取組の年間計画

[年間活動計画]	
前期	<ul style="list-style-type: none"> ○児童理解引継ぎ ○児童理解研修・児童指導研修・特別支援教育研修を行う。 ○学級・学年開き・教科開きを通して、学級の仲間や教師との信頼関係を築く。 ○児童と担任との面談（「前期の目標設定」・学習や生活上の相談）・担任と保護者との個人面談 ○「なかよし活動」で2学年ごとの縦割り交流活動を行う。 ○5月に「いじめ早期発見のための生活アンケート（記名式）」と教育相談を実施する。 ○「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の実践を通じた関係づくりを行う。 ○各学年「児童指導・安全教育・情報教育に関連する社会規範についての指導」を実施する。 ○7・8月に職員研修会（人権教育・危機管理・教育相談・児童理解等）を行う。 ○地区懇談会 ○横浜子ども会議
後期	<ul style="list-style-type: none"> ○「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の実践を通じた、SOSの出し方教育を行う。 ○アンケート調査をもとに、聞き取りを行い、実態把握、早期発見・対応をする。 ○児童と担任との面談（前期の振り返りと後期目標設定）・担任と保護者との個人面談 ○人権週間での取組（朝会での校長講話・いじめ防止ポスターや標語作成・いじめ解決一斉キャンペーン・職員研修を行う。） ○人権週間で「人権感覚を磨く取組」を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 1・2年：友達同士の認め合い 3年：男女平等 4年：福祉教育 5年：差別意識 6年：同和教育 ○12月に「いじめ解決一斉キャンペーン（無記名アンケート）」と教育相談を実施する。 ○2中5小でいじめ防止に関する標語の紹介をする。 ○「なかよし活動」で2学年ごとの縦割り交流活動を行う。 ○地区懇談会
通年	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策委員会定例会（月1回） ○職員打合わせ時に児童理解の時間を設ける。毎月プチ研修会を設ける。 ○全学年でY-Pアセスメント（年2回）、学校生活アンケート（年3回）を実施する。 ○個人面談、教育相談に限らず、相談や報告があれば、その都度対応する。 ○学年朝会などを利用して、児童が主体となって自分たちの生活についての気づきを発表しあう。（児童指導担当は各クラスから出た話をまとめる。） ○保護者へ学校カウンセラー教育相談日を紹介する。諸機関の教育相談窓口を紹介する。 ○学校だよりや学校ホームページで、いじめ防止に関する取組を保護者に紹介する。

(8) いじめ未然防止に関わる「特別の教科 道徳」での授業

学年	学習計画			
1年	10月 A	善悪の判断、自律、自由と責任	10月 A	節度、節制
2年	10月 A	善悪の判断、自律、自由と責任	10月 B	親切、思いやり
3年	5月 C	よりよい学校生活、集団生活の充実	5月 B	友情、信頼
4年	6月 D	生命の尊さ	6月 A	節度、節制
5年	6月 C	公正、公平、社会正義	6月 B	親切、思いやり
6年	6月 B	友情、信頼	6月 C	規則の尊重

【4】 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第28条第1項）

次のいずれかに該当する場合は、いじめの重大事態または重大事態の疑いに当たる。

(ア) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

(イ) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（30日を目安）学校を欠席すること

(2) 発生の報告

- ・ 重大事態が発生した場合（疑いも含む）は、直ちに教育委員会に報告する。
- ・ 学校が調査主体となる場合は、原則として「学校いじめ防止対策委員会」に弁護士、心理士等の専門的知識を有する第三者を加え、調査を行う。
- ・ いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。いじめを行った児童やその保護者に対して、調査によって明らかになったいじめの事実関係について説明し、個別に指導する。説明に際しては、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。調査結果については教育委員会に報告する。

【5】 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、学校いじめ防止対策委員会において少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行い、教職員全体で共通理解を図る。

未然防止！早期発見！組織対応！

たくさん気付いて、たくさん解消！



平成 26 年 3 月 25 日策定
平成 29 年 3 月 26 日改訂
平成 30 年 2 月 26 日改訂
令和 2 年 3 月 27 日改訂
令和 3 年 3 月 29 日改訂
令和 4 年 3 月 30 日改訂
令和 5 年 3 月 28 日改訂